

平成25年  
10月臨時議会  
提出議案

# 主要事項説明書

 福知山市

## 目次

◆ 会計別予算額一覧 .....	2
◆ 一般会計歳入予算額一覧.....	3
◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別） .....	4
◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別） .....	5
◆ 10月補正予算 主要事項 .....	6
◆ 条例関連議案.....	21
◆ その他の議案.....	23

◆ 会計別予算額一覧

		(単位:千円)			
会 計 名		補正前の額	10月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		41,170,018	687,052	41,857,070	
特 別 会 計	国民健康保険事業	8,357,785		8,357,785	
	国民健康保険診療所費	54,338		54,338	
	と畜場費	27,300		27,300	
	簡易水道事業	924,200		924,200	
	宅地造成事業	32,100		32,100	
	休日急患診療所費	22,800		22,800	
	公設地方卸売市場事業	7,500		7,500	
	農業集落排水施設事業	937,600		937,600	
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業	1,341,300		1,341,300	
	福知山都市計画事業福知山駅周辺土地区画整理事業	530,800		530,800	
	介護保険事業	保険事業勘定	7,325,608		7,325,608
		介護サービス事業勘定	34,557		34,557
	大江都市計画事業河守土地区画整理事業	48,400		48,400	
	下夜久野地区財産区管理会	172		172	
	後期高齢者医療事業	1,882,000		1,882,000	
	地域情報通信ネットワーク事業	546,800		546,800	
小 計		22,073,260		22,073,260	
企 業 会 計	水道事業	2,380,600		2,380,600	
	下水道事業	4,727,600		4,727,600	
	病院事業	市民病院事業	10,984,700		10,984,700
		国民健康保険新大江病院事業	49,215		49,215
	小 計		18,142,115		18,142,115
合 計		81,385,393	687,052	82,072,445	

◆ 一般会計歳入予算額一覧

			(単位:千円)	
款	補正前の額	10月補正額	補正後の額	
01 市税	11,080,365		11,080,365	
02 地方譲与税	408,000		408,000	
03 利子割交付金	28,000		28,000	
04 配当割交付金	27,000		27,000	
05 株式等譲渡所得割交付金	4,000		4,000	
06 地方消費税交付金	852,000		852,000	
07 ゴルフ場利用税交付金	6,000		6,000	
08 自動車取得税交付金	177,000		177,000	
09 国有提供施設等所在市町村助成交付金	20,000		20,000	
10 地方特例交付金	50,000		50,000	
11 地方交付税	11,120,000		11,120,000	
12 交通安全対策特別交付金	17,000		17,000	
13 分担金及び負担金	744,107	6,803	750,910	
14 使用料及び手数料	1,005,250		1,005,250	
15 国庫支出金	5,048,104		5,048,104	
16 府支出金	2,755,677	469,576	3,225,253	
17 財産収入	454,504		454,504	
18 寄附金	2,501		2,501	
19 繰入金	1,246,168	170,000	1,416,168	
20 諸収入	764,863		764,863	
21 市債	5,164,500	37,100	5,201,600	
22 繰越金	194,979	3,573	198,552	
一般会計合計	41,170,018	687,052	41,857,070	

◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）

			(単位:千円)
款	補正前の額	10月補正額	補正後の額
01 議会費	308,021		308,021
02 総務費	7,327,182		7,327,182
03 民生費	13,421,506	403,052	13,824,558
04 衛生費	5,185,153		5,185,153
05 労働費	136,076		136,076
06 農林業費	1,658,118	23,400	1,681,518
07 商工費	545,029		545,029
08 土木費	2,612,065		2,612,065
09 消防費	1,330,036		1,330,036
10 教育費	2,608,557		2,608,557
11 公債費	5,527,868		5,527,868
12 諸支出金	143,800		143,800
13 予備費	50,000		50,000
14 災害復旧費	316,607	260,600	577,207
一般会計合計	41,170,018	687,052	41,857,070

◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）

(単位:千円)										
区	分	補正前の額	10月補正額	補正後の額						
人	件	費	6,784,276		6,784,276					
	※ 議員年金を除いた人件費		6,720,101		6,720,101					
	うち	議員人件費	159,544		159,544					
	うち	職員人件費	5,000,821		5,000,821					
物	件	費	5,075,988	372	5,076,360					
維	持	補	修	費	263,555	263,555				
扶	助	費	7,717,633	17,820	7,735,453					
補	助	費	等	4,340,426	395,060	4,735,486				
投	資	的	経	費	5,825,607	273,800	6,099,407			
	う	ち	人	件	費	252,677		252,677		
	普	通	建	設	費	5,509,000	13,200	5,522,200		
			補	助	事	業	費	2,667,000	2,667,000	
			単	独	事	業	費	2,842,000	13,200	2,855,200
公	債	費	5,527,868		5,527,868					
積	立	金	1,096,653		1,096,653					
貸	付	金	168,200		168,200					
繰	出	金	4,319,812		4,319,812					
予	備	費	50,000		50,000					
一般会計合計			41,170,018	687,052	41,857,070					

※地方議会議員年金制度見直しに係る給付費負担金を除いた人件費のことをさす。

◆ 10月補正予算 主要事項

		(単位: 千円)				
		事業名	補正額	担当課	ページ	
一般 会計	災害 救助	<b>① 被災された方々を支援し暮らしの再建を応援します</b>				
		地域再建被災者住宅等支援事業	382,372	建築課	7	
		災害見舞金事業	17,820	社会福祉課	8	
		被災高齢者施設等利用料助成事業	1,610	高齢者福祉課	9	
		被災高齢者介護サービス緊急利用支援事業	1,020	高齢者福祉課	10	
		被災高齢者福祉用具購入助成事業	230	高齢者福祉課	11	
	災害 復旧	<b>② 農地・農業用施設の被害を調査・復旧し営農基盤の回復を図ります</b>				
		農地・農業用施設災害復旧事業	236,000	農林管理課	12	
		被災農業機械等復旧支援助成事業	10,000	農業振興課	13	
		農林業者生産設備再建支援事業	7,200	農業振興課	14	
		野菜生産施設災害復旧事業	6,000	農業振興課	15	
		農作物生産確保緊急対策事業	200	農業振興課	16	
		<b>③ 被災した中小事業者の早期の経営再建を促します</b>				
		災害復旧融資特別支援事業		債務負担	商工振興課	17
		<b>④ 公共用施設の復旧を進め、可及的速やかに市民の利用に供します</b>				
		新町コミュニティ会館災害復旧事業	8,000	生涯学習課	18	
		樋門等施設災害復旧事業	2,100	都市整備課	19	
		<b>⑤ 庁舎等公用施設を復旧し、行政機能の回復を急ぎます</b>				
		大江支所災害復旧事業	14,500	大江支所	20	
		一般会計 計		687,052		
合計		687,052				

区分	災害救助					(単位:千円)															
事業名	地域再建被災者住宅等支援事業																				
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額															
382,372	国	府	市債	その他	一般財源	330,210															
		254,666			127,706	補正後予算額 712,582															
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>台風18号の被害で、生活基盤となる住宅に被害を受けたことにより、早期に被害住宅の再建を行う人に対し、被害程度に応じてその補修費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付します。早期に安定した生活を再建し、地域のコミュニティーの崩壊を防止すると共に、被害者の活力を取り戻すことを目的とします。</p> <p>被災家屋調査の結果、対象戸数・被災程度がいずれも9月補正時の見込みを超えたため不足分を補正します。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>○ 補助対象額 補助対象経費（補修費用）の3分の1から支援が交付される場合は支援金を控除。ただし、補助対象経費が50万円未満の場合、その全額を補助対象額とする。（千円未満切り捨て）</p> <p>○ 補助限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害区分</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>半壊</th> <th>一部破損 床上浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域再建被災者住宅等支援補助</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>※被災者生活再建支援法適用地域（支援金）</td> <td>300万円</td> <td>250万円</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業費の内訳</p> <p>（款）民生費 （項）災害救助費 （目）災害救助費</p> <p>○ 郵送料 <math>240円 \times 773件 \times 2回 = 371,040円</math> <math>\approx 372千円</math></p> <p>○ 負担金補助及び交付金</p> <p>床上浸水 <math>500千円 \times 440戸 = 220,000千円</math></p> <p>半壊 <math>1,500千円 \times 317戸 = 475,500千円</math></p> <p>大規模半壊 <math>1,000千円 \times 15戸 = 15,000千円</math></p> <p>全壊 <math>1,500千円 \times 1戸 = 1,500千円</math> 合計712,000千円</p> <p>（全体額）712,000千円 - （9月補正分）330,000千円 = 382,000千円</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>（款）府支出金 （項）府補助金 （目）民生費府補助金</p> <p><math>712,000千円 \times 2/3 - （9月補正分）220,000千円 = 254,666千円</math></p>							災害区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損 床上浸水	地域再建被災者住宅等支援補助	150万円	100万円	150万円	50万円	※被災者生活再建支援法適用地域（支援金）	300万円	250万円	対象外	対象外
災害区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損 床上浸水																	
地域再建被災者住宅等支援補助	150万円	100万円	150万円	50万円																	
※被災者生活再建支援法適用地域（支援金）	300万円	250万円	対象外	対象外																	
担当課	土木建設部建築課		電話	直通 24-7053 内線 4242																	



区分	災害救助					(単位:千円)
事業名	災害見舞金事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
17,820	国	府	市債	その他	一般財源	7,554
					17,820	補正後予算額 25,374

1 事業の背景・目的

自然災害や火災により被害を受けた市民に対し、見舞金を支給しまたは必要な援助を講じ、被災者の福祉及び生活の安定に資するため見舞金を支給します。被災家屋調査の結果、対象家屋数・被災程度がいずれも9月補正時の見込みを超えたため不足分を補正します。

2 事業の内容

福知山市民で、今回の台風18号の大雨洪水により居住する家屋に災害被害を受けられた方を対象に、被害の程度に応じた見舞金を支給します。

被害の程度	金額
全壊、流出	100,000円
半壊	60,000円
床上浸水	10,000円

3 事業費の内訳

(款) 民生費 (項) 災害救助費 (目) 災害救助費

扶助費 17,820千円

全壊 1家屋 100千円

半壊 332家屋 19,920千円

床上浸水 440家屋 4,400千円

合計 773家屋 24,420千円

24,420千円(事業費計) - 6,600千円(9月補正分) = 17,820千円(補正額)

担当課	福祉保健部社会福祉課	電話	直通 24-7017 内線 2124
-----	------------	----	--------------------

区分	災害救助					(単位:千円)												
事業名	被災高齢者施設等利用料助成事業																	
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額												
1,610	国	府	市債	その他	一般財源	0												
					1,610	補正後予算額 1,610												
<p>1 事業の背景・目的  台風18号により、自宅が損壊・床上浸水等をした被保険者のうち、要介護者が一時避難的に介護施設に短期入所や緊急入所した場合に、施設居住費の負担が発生します。この居住費負担を市が介護施設に対して助成することで、被災者の経済的な負担の軽減を図ります。</p> <p>2 事業の内容  台風18号により床上浸水等した自宅に居住する被保険者が自宅での生活ができなくなり施設に入所した場合、利用者の被災程度に応じてその居住費相当額を介護施設に対して支援します。</p> <table border="1" data-bbox="263 1052 1356 1332"> <thead> <tr> <th>り災区分</th> <th>支援率</th> <th>対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10/10</td> <td>H25.9.16～H26.3.31</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊</td> <td>7/10</td> <td>H25.9.16～H26.3.31</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（床上浸水）</td> <td>5/10</td> <td>H25.9.16～H25.12.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業費の内訳  (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費  負担金補助及び交付金 1,610千円  対象者見込40人 (床上浸水25人、半壊15人)  <math>(70千円 \times 5/10 \times 25人) + (70千円 \times 7/10 \times 15人) = 1,610千円</math></p>							り災区分	支援率	対象期間	全壊	10/10	H25.9.16～H26.3.31	大規模半壊・半壊	7/10	H25.9.16～H26.3.31	一部損壊（床上浸水）	5/10	H25.9.16～H25.12.31
り災区分	支援率	対象期間																
全壊	10/10	H25.9.16～H26.3.31																
大規模半壊・半壊	7/10	H25.9.16～H26.3.31																
一部損壊（床上浸水）	5/10	H25.9.16～H25.12.31																
担当課	福祉保健部 高齢者福祉課		電話	直通 24-7013 内線 2144														

区分	災害救助					(単位:千円)
事業名	被災高齢者介護サービス緊急利用支援事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,020	国	府	市債	その他	一般財源	0
		510			510	補正後予算額 1,020
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>台風18号により、自宅が損壊・床上浸水等をした被保険者のうち、要介護者については、一時避難的に介護施設に短期入所するなど介護サービスの需要が増高することがあります。</p> <p>それぞれの介護度に応じて定められている支給限度額を超えてサービスを利用する場合、利用料が全額自己負担となることから、被災によりサービス利用が増加し支給限度額を超えることとなった利用料について市からサービス事業所に対して助成を行うことで、被災者の経済的な負担の軽減を図ります。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>台風18号による家屋の損壊・床上浸水等に伴い、要介護高齢者が介護保険の支給限度額を超えて、介護サービスを利用した場合、その利用料の9割について、京都府と市で折半してサービス事業所に助成します。</p> <p>対象期間は、京都府において、平成25年9月15日から12月31日とされています。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費 負担金補助及び交付金 1,020千円 60千円×17人=1,020千円</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金 被災高齢者介護サービス緊急利用支援事業 510千円 (1,020千円×1/2)</p>						
担当課	福祉保健部 高齢者福祉課		電話	直通 24-7013 内線 2144		

区分	災害救助					(単位:千円)								
事業名	被災高齢者福祉用具購入助成事業													
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額								
230	国	府	市債	その他	一般財源	0								
					230	補正後予算額 230								
<p>1 事業の背景・目的  台風18号により、被災した被保険者のうち要介護者について、被災に伴い新たに購入が必要となる福祉用具の購入費の助成を行い、被災者の経済的な負担の軽減を図ります。</p> <p>2 事業の内容  台風18号により被災した自宅において、床上浸水等により本年度中に購入した福祉用具が滅失、損壊した場合、当該福祉用具の再度の購入費について被災程度に応じて市から販売事業者へ支払いをし、被災者を支援します。</p> <table border="1" data-bbox="244 1010 960 1290"> <thead> <tr> <th>り災区分</th> <th>支援率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（床上浸水）</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業費の内訳  (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費  負担金補助及び交付金 230千円  対象者見込8人（床上浸水5人、半壊3人）  <math>(50千円 \times 5/10 \times 5人) + (50千円 \times 7/10 \times 3人) = 230千円</math></p>							り災区分	支援率	全壊	10/10	大規模半壊・半壊	7/10	一部損壊（床上浸水）	5/10
り災区分	支援率													
全壊	10/10													
大規模半壊・半壊	7/10													
一部損壊（床上浸水）	5/10													
担当課	福祉保健部 高齢者福祉課		電話	直通 24-7013 内線 2144										

区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	農地・農業用施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
236,000	国	府	市債	その他	一般財源	43,558
		203,400	22,600	6,803	3,197	補正後予算額 279,558

1 事業の背景・目的

平成25年9月15日～16日に発生した台風18号豪雨により被災した農業用施設（揚水機）29箇所の復旧と井堰の測量設計業務を実施し、早期に農業施設の機能回復を行うとともに遊休荒廃農地化を未然に防止します。

2 事業の内容

対象箇所：揚水機29箇所 前田地内他、小田井根井堰 猪野々地内  
 復旧内容：農業用施設（揚水機）の復旧工事と井堰の測量設計業務  
 実施工程：平成25年11月～平成26年2月

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 農林施設等災害復旧費 (目) 農林施設等災害復旧費  
 ○工事請負費 226,000千円  
 ○委託料 9,500千円  
 ○事務費 500千円

4 主な特定財源

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 農林業費分担金  
 6,803千円 (受益者分担金 226,769千円×3%)  
 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 災害復旧費府補助金  
 203,400千円 (府補助金 226,000千円×90%)  
 (款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債  
 22,600千円



揚水機場被災状況（金屋地内）



井堰被災状況（猪野々地内）

担当課	農林商工部農林管理課	電話	直通 24-7041 内線 4116
-----	------------	----	--------------------

区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	被災農業機械等復旧支援助成事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
10,000	国	府	市債	その他	一般財源	0
					10,000	補正後予算額 10,000

1 事業の背景・目的

台風18号により多くの農業用機械が浸水などの被害を受けました。

これに対して、早急に営農が再開できるよう被災した農業用機械の修繕費用に対して支援を行います。

2 事業の内容

新規購入から10年以内の農業用機械で、被災した物の修繕経費に対して1/2を補助します。

ただし、修繕経費1台当たり10万円以下の機械を除き、1農家当たり20万円を超える修繕を対象とします。また、補助金額の上限を1台当たり10万円とし、1台ごとの修繕経費の1/2以内の金額（千円未満切り捨て）の合計額を補助します。

- ・助成対象者 販売農家（経営面積30a以上、もしくは販売額50万円以上）  
3戸以上の農家で構成する農業法人、営農組織



被災した農業用機械（動力噴霧器）

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費  
負担金補助および交付金 10,000千円  
(100千円×100件)

担当課	農林商工部農業振興課	電話	直通 24-7044 内線 4120
-----	------------	----	--------------------

区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	農林業者生産設備再建支援事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
7,200	国	府	市債	その他	一般財源	0
		4,800			2,400	補正後予算額 7,200
<p>1 事業の背景・目的 台風18号により、多くの農業用機械が浸水などの被害を受けました。これに対して、耐用年数内の農業用機械の更新について支援を行います。</p> <p>2 事業の内容 被災したものと同程度の能力である農業用機械の更新に要する経費に対する支援を行います。 ただし耐用年数を経過した農機具、および農業共済組合による農機具共済等の保険制度により補償を受けることができる農機具の更新を除くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 45/100以内 ただし、補助金限度額は1事業実施主体あたり150万円</li> <li>・ 助成対象者 販売農家（経営面積30a以上か販売額50万円以上） 3戸以上の農業者（販売農家）が組織する団体等</li> </ul> <p>3 事業費の内訳 （款）農林業費 （項）農業費 （目）農業振興費 負担金補助および交付金 7,200千円</p> <p>4 主な特定財源 （款）府支出金 （項）府補助金 （目）農林業費府補助金 農林水産業者生産設備再建支援事業補助金 4,800千円 （事業費の30/100、補助金額10万円以上100万円以下）</p>						
担当課	農林商工部農業振興課		電話	直通 24-7044 内線 4120		

区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	野菜生産施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
6,000	国	府	市債	その他	一般財源	0
		6,000				補正後予算額 6,000

1 事業の背景・目的

台風18号によりパイプハウスが倒壊し、営農の基盤が失われてしまいました。これに対して、被災したパイプハウスの再建を支援し京野菜の産地づくりの復興を図ります。

2 事業の内容

倒壊等による被災パイプハウス及びこれに付帯する施設（ビニール等の被覆資材は補助対象外）の復旧に要する経費を助成します。

- ・ 補助率 1/2以内
- ・ 助成対象者 3戸以上の農業者（販売農家）が組織する団体等



ハウス崩壊状況（石原地内）



ハウス崩壊状況（前田地内）

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費  
負担金補助および交付金  
 $1,200 \text{千円} \times 10 \text{棟} \times 1/2 = 6,000 \text{千円}$

4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金  
野菜等生産施設災害復旧事業補助金 6,000千円  
( $1,200 \text{千円} \times 10 \text{棟} \times 1/2$ )

担当課	農林商工部農業振興課	電話	直通 24-7044 内線 4120
-----	------------	----	--------------------



区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	農作物生産確保緊急対策事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
200	国	府	市債	その他	一般財源	0
		200				補正後予算額 200

### 1 事業の背景・目的

由良川筋では小豆や黒大豆、野菜なども盛んに作られていますが台風18号により大きな被害を受けました。

こうした農作物の生産の復旧・回復をはかるために、追加で施用した肥料や農薬を購入する経費の支援を行います。

### 2 事業の内容

#### 【黒大豆・小豆】

被災した黒大豆・小豆に行く追加防除に要した農薬の購入経費の1/2を助成します。ただし黒大豆は10a当たり900円、小豆は10a当たり700円を事業費の上限として、いずれも千円未満は切り捨て（複数回施用の場合はその回数に乗じる）とします。

#### 【野菜】

被災した野菜に対して生産回復のための追加施肥や追加防除に要した肥料、農薬の費用の1/2を助成します。ただし肥料については10a当たり5,000円、農薬については10a当たり4,500円を事業費の上限としていずれも千円未満は切り捨てとします。

・助成対象者 3戸以上の農業者（販売農家）が組織する団体等

### 3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費  
負担金補助および交付金

$4,500円/10a \times 9ha \times 1/2 \approx 200千円$



### 4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金  
農作物生産確保緊急対策事業補助金 200千円

担当課	農林商工部農業振興課	電話	直通 24-7044 内線 4120
-----	------------	----	--------------------

区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	災害復旧融資特別支援事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
—	—	—	—	—	—	補正後予算額 —

債務負担行為の設定

災害復旧融資に係る融資の保証料補給及び利子補給

1 事業の背景・目的

台風18号により被災した中小企業者に対し、保証料の一部を補給することで、資金的な負担を軽減するとともに、長期的な利子補給を実施することで、資金繰りの安定化を図り、早期の経営再建を促します。

2 事業の内容

・対象者及び対象融資

台風18号により直接的に被害を受け、平成26年3月31日（月）までに以下の融資制度（証書貸付に限る。）を利用する者に対し、利子補給及び保証料補給を実施します。

- (1) 災害復旧融資（日本政策金融公庫）
- (2) 台風18号罹災者支援特別融資（京都信用保証協会）
- (3) 各金融機関独自の災害融資

・利子補給の額

対象融資(1)から(3)のいずれの利用者に対しても12回目までの支払利息の全額、13回目から60回目までの支払利息の2分の1以内の額を補給します。利子補給は12回目、24回目、36回目、48回目、60回目の約定返済後に実施し、それまでに完済となった場合はその都度実施します。

・保証料補給の額

対象融資(2)及び(3)の内、京都信用保証協会の保証を受ける融資については、60回目の約定返済終了後に信用保証料の2分の1以内の額を補給します。ただし60回目の約定返済までに完済となった場合は、支払い済みの信用保証料と返戻保証料との差額に対して、その2分の1以内の額を補給します。

担当課	農林商工部商工振興課	電話	直通 24-7075 内線 4143
-----	------------	----	--------------------

施策名	災害復旧					(単位:千円)
事業名	新町コミュニティ会館災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
8,000	国	府	市債	その他	一般財源	4,500
					8,000	補正後予算額 12,500
<p>1 事業の背景・目的 平成25年台風18号により、新町コミュニティ会館が1メートル40センチ水没し、再度詳細にわたり点検精査した結果、工事修復の必要となる箇所が生じたため災害復旧予算の不足分を補正します。</p> <p>2 事業の内容 罹災を受けたのは、2度目（1度目平成16年23号台風）となります。 今後の災害の影響を考慮し、エアコン室外機の位置を高くするための移設工事並びに内壁改修及びドア取替え等の修復工事を行い、教育集会所の機能を回復させます。</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 災害復旧費 (項) 文教施設災害復旧費 (目) 社会教育施設災害復旧費</p> <p>工事請負費 (内壁改修・空調設備工事など追加分) 8,000千円</p>						
担当課	教育委員会生涯学習課	電話	直通 24-7064 内線 5145			

区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	樋門等施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,100	国	府	市債	その他	一般財源	5,265
					2,100	補正後予算額 7,365

1 事業の背景・目的

台風18号の出水により樋門堤外水路に土砂が堆積したため、機能復旧を図ります。

2 事業の内容

三段池樋門・波江樋門の堤外水路に堆積した土砂の浚渫を行ないます。

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 土木施設災害復旧費 (目) 土木施設災害復旧費

土砂浚渫延長等概要

三段池樋門 (写真上)

施工延長 98.0m  
堆積土量 170.0m<sup>3</sup>  
工事費 916,000円



波江樋門 (写真下)

施工延長 206.1m  
堆積土量 197.0m<sup>3</sup>  
工事費 1,184,000円



合計 916,000円+1,184,000円=2,100,000円

担当課	土木建設部都市整備課	電話	直通 24-7028 内線 4338
-----	------------	----	--------------------

区分	災害復旧					(単位:千円)							
事業名	大江支所災害復旧事業												
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額							
14,500	国	府	市債	その他	一般財源	72,000							
			14,500			補正後予算額 86,500							
<p>1 事業の背景・目的  台風18号によりKTR大江駅前に立地し、駅業務・観光案内業務等を行う、福知山市大江町地域振興センターが被災し、駅業務等に支障をきたしています。一刻も早い復旧を実施し、大江地域を訪れる人たちの玄関口としての機能の回復を図ります。</p> <p>2 事業の内容・事業費の内訳  (款) 災害復旧費 (項) その他公共施設・公用施設災害復旧費  (目) その他公共施設・公用施設災害復旧費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 30%;">事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大江町地域振興センター災害復旧工事</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">14,500千円</td> </tr> <tr> <td>大江町地域振興センター1階災害復旧工事 1式</td> </tr> <tr> <td>建築工事(建具、塗装、内装、家具、解体他) 7,500千円</td> </tr> <tr> <td>電気設備工事(照明設備、コンセント設備他) 7,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 主な特定財源  (款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債  14,500千円×100%=14,500千円  一般単独災害復旧事業債(充当率100%、交付税算入率47.5~85.5%)</p>							内容	事業費	大江町地域振興センター災害復旧工事	14,500千円	大江町地域振興センター1階災害復旧工事 1式	建築工事(建具、塗装、内装、家具、解体他) 7,500千円	電気設備工事(照明設備、コンセント設備他) 7,000千円
内容	事業費												
大江町地域振興センター災害復旧工事	14,500千円												
大江町地域振興センター1階災害復旧工事 1式													
建築工事(建具、塗装、内装、家具、解体他) 7,500千円													
電気設備工事(照明設備、コンセント設備他) 7,000千円													
担当課	地域振興部大江支所	電話	直通 56-1101 内線75-9311										

## ◆ 条例関連議案

### ■ 福知山市立体育館条例（一部改正）

【スポーツ振興課】

#### 1 改正の理由

福知山市民体育館を利用料金制に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の概要

- (1) 市民体育館の利用に関しては、指定管理者へ申請し許可を受けることとした。  
(第7条関係)
- (2) 市民体育館の利用を許可しない場合等の条件について定めることとした。  
(第7条の2関係)
- (3) 利用料金について次のとおり定めることとした。
  - ア 利用料金の上限額を定めることとした。
  - イ 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとした。
  - ウ 利用料金の額は、施設に掲示しなければならないこととした。
  - エ 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとした。  
(第7条の3、別表第1関係)
- (4) 利用料金の減免は、市長の承認を受けて行うこととした。(第7条の4関係)
- (5) 利用料金の不還付について定めることとした。(第7条の5関係)
- (6) 利用許可に際して、指定管理者が管理上必要な条件を付すことができることとした。  
(第7条の6)
- (7) 文言の整理を行うこととした。  
(第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条第2項、第15条、第16条、別表第2関係)

#### 3 施行期日

平成26年4月1日

### ■ 福知山市民運動場条例（一部改正）

【スポーツ振興課】

#### 1 改正の理由

福知山市民運動場（野球場、テニスコート、弓道場）を利用料金制に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の概要

- (1) 利用料金について次のとおり定めることとした。
  - ア 利用料金の上限額を定めることとした。
  - イ 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとした。
  - ウ 利用料金の額は、施設に掲示しなければならないこととした。
  - エ 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとした。  
(第8条、別表関係)
- (2) 利用料金の減免は、市長の承認を受けて行うこととした。(第9条関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第3条、第5条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条第2項、第16条関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

## ■ 福知山市温水プール条例（一部改正）

【スポーツ振興課】

1 改正の理由

福知山市温水プールを利用料金制に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 利用料金について次のとおり定めることとした。

ア 利用料金の上限額を定めることとした。

イ 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとした。

ウ 利用料金の額は、施設に掲示しなければならないこととした。

エ 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとした。

(第9条、別表関係)

(2) 利用料金の減免は、市長の承認を受けて行うこととした。(第10条関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第3条、第5条、第7条、第8条、第11条、第12条、第13条第2項関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

◆ その他の議案

■ 財政調整基金の繰入れについて

【財政課】

災害救助、災害復旧関連経費の財源に充てるため、財政調整基金を繰入れます。

繰入れ金額 170,000千円以内  
繰入れの事由 福知山市財政調整基金条例第4条第2号による

○ 福知山市財政調整基金条例（昭和33年5月31日条例第27号）

第4条 基金は、次に掲げる場合に限り一般会計の財源として議会の議決を経て使用することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

今回の繰入れにより、財政調整基金の年度末残高見込額は23億7,856万円となります（ただし、今年度中に発生する利子を含めず推計しています）。

H24 末残高 ①	H25 実施 H24 決算剰余金積立 ②	H25 繰入れ 災害対応分累計 ③	H25 年度末残高 ①+②-③
2,647,711 千円	330,845 千円	600,000 千円 〔 9月補正 430,000 〕 〔 今回補正 170,000 〕	2,378,556 千円



## ■ 物品の取得について

【企画課】

(仮称) 市民交流プラザふくちやま建設事業に伴う福知山市立図書館中央館図書館家具を次により取得する。

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 物品名    | 福知山市立図書館中央館図書館家具                                  |
| 2 | 契約の方法  | 条件付一般競争入札による契約                                    |
| 3 | 取得価格   | 102,900,000円                                      |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市中央区南船場2丁目1番3号<br>株式会社J・フロント建装<br>代表取締役社長 鮎川 定行 |

## ■ 土地改良事業の施行について

【農林管理課】

平成25年9月15日～16日発生の台風18号豪雨災害により被災した農地農業施設(揚水機)の災害復旧事業に伴い土地改良事業を施行する。対象箇所は前田、猪崎ほか計29箇所。